

# 第6章 特殊な位置及び対象の少量危険物貯蔵取扱所

## 1 屋外又は屋上にキュービクル式発電設備とキュービクル式タンクを隣接して設置し、これらを一の少量危険物施設とする場合の運用について

### 1 スチール製の外箱内にタンクを設ける少量危険物貯蔵取扱所

屋外又は屋上において、スチール製の外箱内にタンクを設ける場合は、次の(1)～(4)を満たすよう設置すること。またその場合、条例第61条を適用し、条例第49条第2項第1号の規定を適用しないことができる。

- (1) 当該外箱の上部及び周囲は、特定不燃材料で造られていること。
- (2) 当該外箱は、条例第50条(1号及び4号を除く。)の基準に適合していること。
- (3) 当該外箱は、地震動等により容易に破損し、または転倒しないようにすること。
- (4) 当該外箱内に設けるタンクは条例第51条(第2項第10号を除く。)の基準に適合していること。

屋上に設置するキュービクル式の発電設備とキュービクル式のタンクを隣接して設置し、これらを一の少量危険物施設とする場合の設置位置と空地の例について

